

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	全 員 協 議 会	場 所	全 員 協 議 会 室
		担 当 職 員	阿 久 根 由 美 子
日 時	平成 2 6 年 1 0 月 3 日 (金 曜 日)		
		開 議	午 後 1 時 0 0 分
		閉 議	午 後 1 時 2 9 分
出 席 議 員	議 員 2 6 名		
執 行 機 関 出 席 者	(政 策 推 進 室) 桂 室 長、竹 村 政 策 推 進 課 長、柏 尾 政 策 推 進 課 施 設 担 当 課 長		
事 務 局 出 席 者	藤 村 局 長、山 内 次 長、阿 久 根 副 課 長、山 崎 係 長、坂 田 主 任、三 宅 主 任		
傍 聴	可・否	市 民 1 名、報 道 関 係 者 0 名、執 行 機 関 0 名	

会 議 の 概 要

1 3 : 0 0

1 開 議

〔 明 田 議 長 開 議 〕

< 明 田 議 長 >

大規模スポーツ施設整備測量委託業務に関する資料が 10 月 1 日執行部から届き、
写しを各幹事長に渡した。説明不足との声もありこの場をもった。

< 湊 議 員 >

決算特別委員会は終わったが、不明な点があり昨日現場を見てきた。各議員が賛否
を決めることなので、その点では何も申し上げることはない。

< 明 田 議 長 >

資料の疑問点は何か。

< 湊 議 員 >

内訳表中、復元測量 62 点について、29 日総務文教分科会で土地家屋調査士協会会
長から、復元測量は職員の手持ち資料で確認できたが成果表にはない、成果にあが
っていないのは問題があると指摘された。昨日担当課長に説明を求め資料を見た後
現場に行き確認した。測点を図るピン、杭は見当たらなかった。現場に証拠がない。
これは議決ののちに問題になるのではないかと懸念し議長に相談した。

< 明 田 議 長 >

資料を受け取り各幹事長に配付した。

< 政策推進室長 >

復元ポイント 62 点は立会いのとき場所が分かるよう仮設の杭、ピンを設置した。3 級、4 級相当の測量基準点は飛ばないように設置するが、復元ポイントは立会いのとき見るもので、コンクリート、アスファルトの上に鋸を置いたものもある。29 日午前に京都土地家屋調査士会会長に測点データ、内容を確認してもらった。ポイントの変化のデータ、ポイント表を見て現場が出来ていると確認された。ただ現場は見てもらう時間がなかった。1 年経過しポイントが今は残っていない状況である。

< 明田議長 >

質疑は時間の都合上 1 人につき 1 又は 2 項目とする。
資料の説明も願う。

< 政策推進室長 >

10 月 1 日市長から議長に送付した正式な出来高内訳書は、会計書類（伝票）添付の内訳書と差し替えることができないので経過の分かる書類として伝票に添付することで整理する。当初の書類には復元ポイントの作業は入っていない。業務上必要だったので口頭の指示で行った。

< 明田議長 >

復元ポイントはなくなってもよいのか。

< 政策推進室長 >

復元ポイントは、府と市が作成した境界確定図に復元をさせて新たな境界確定を打つ作業で地権者に確認してもらった。復元ポイントは確認のための仮設のもので杭又はピンである。3 級、4 級の測量基準点なら現場に残っているが、立会いのためのもので、草刈り、車の通行で往々にしてなくなるものである。

< 福井議員 >

配付資料は公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「公嘱協会」）から間違っているのでは差し替えの依頼であった。信頼の高い公益法人の公印が押されており、重いものと受け止める。差し替えができないのは事実で、免れない。資料で公印が消されている理由は何か。

< 政策推進室長 >

情報開示制度に則り消した。市の公印は消さないが他の印は消す。

< 福井議員 >

情報開示請求すれば見られるのか。

< 政策推進室長 >

閲覧できる。

< 井上議員 >

多角測量、復元測量が変わっている。書類差し替え後も請求額は同じなのか。

< 政策推進室長 >

2万数千円のオーバーワークである。業務内容は協議し変更したが、価格の変更は全体のなかでは軽微なので協議の上変更していない。

< 木曾議員 >

昨日現場を見た。別の調査士に本当にピン、杭は今ないものなのかを聞いた。調査士は数十本ならずぐにわかるように打っていると言われた。

復元ポイントの立会いだけで単価が10,410円なのか。

< 政策推進室長 >

先に述べたとおり、仮設の表示なので現場に残らないのが通常だと思っている。

単価には既成の確定図の座標点から現場にポイントを起す測量作業と表示作業の全てを含んでいる。

< 木曾議員 >

いま説明を聞いたことについて議決後の問題は大きい。これ以上他にはないのか確認したい。

< 政策推進室長 >

本会議、委員会で答えた内容に間違いはない。

< 吉田議員 >

復元測量の杭を見せてもらった。室長はあくまで仮設と言われた。全て仮設で行うものなのか、ポイントが無くてもこの単価で行うのか。このあと起こることは分かると思う。最後の機会である。それが正しいと言うのか、聞かせてほしい。

< 政策推進室長 >

自分自身の理解の内容で説明をしている。

< 吉田議員 >

復元測量のポイントは全て仮設なのか。

< 政策推進室長 >

立会いのために必要な仮杭を打つものである。

< 吉田議員 >

見たのは仮杭といえども相当大きいものであった。復元測量用の杭は60cmの長さのもので現場に残っているもの。復元測量ポイントが残っているところがあればどうするのか。

< 政策推進室長 >

仮設なので農作業で抜けることもある。残っているのはアスファルトの上の鋏とコンクリートの角に打った金属鋏である。

< 明田議長 >

見解が違うのでこれ以上の質疑、答弁はしない。

< 藤本議員 >

請求書に間違っただ書類が添付されていた。仕事をせずに支払いをしたのではないかと
の疑義が生じるが、復元作業は明確にされている。地権者はそれで立会いを行い、
納得したのか。業務執行の証拠は。

< 政策推進室長 >

29日に京都府土地家屋調査士会会長にデータ表、復元図面で業務執行を確認しても
らった。地権者には要望により説明し、用地買収の協力を得た。

< 中澤議員 >

会長もポイントはなくなるものと判断されているのか。

< 政策推進室長 >

そうであると私は判断している。

< 田中議員 >

今回出された内訳書が正しく、請求書に添付したのは間違っているということか。

< 政策推進室長 >

そのとおりである。請求書のおもての金額のみ確認し添付の内訳書を確認していな
かったのが原因である。

< 田中議員 >

検査調書作成時に出来高を見ていないのか。

< 政策推進室長 >

検査調書は請求前であるので出来高の数量で検査する。検査合格後、請求書が提出
された。その請求書に添付されていた内訳書の確認ができていなかった。

〔明田議長 閉議〕

散会 13:29

京都府土地家屋調査士会会長は、現地を見ておられない。ポイントが現地に残っているも
のか、又、なくなるものかは現地の状況・経過を見ないとその判断は難しいものである。
というのが会長の見解である。(会議録整理に当たり、会長に後日確認。)